**「『再処分』を行わないこと」を求める申し入れ書**

2013年11月20日

東京都教育委員会

教育委員長　　　　　木村　　 孟殿
教育長　　　　　 　　比留間 英人殿

「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会

　　　　　　　　　　 　　　　　共同代表　　　星野　直之　　　岩木　俊一

人事部職員課は10月25日、9月6日の最高裁判決で減給処分を取消された現職の教職員に対して、「2005年、2006年の職務命令違反に関して」との名目で事情聴取を強行した。我々は10月23日に教育情報課に、また翌24日には職員課に事情聴取の不当性・中止を申し入れてきた。しかしながら、都教委は原告をはじめ我々の声に耳を傾けることなく、事情聴取を強行した。

満腔の怒りをもって糾弾する。

そもそも、この事情聴取は中間テストなど学校現場の最も多忙な時期を考慮せず、都教委の一方的な指示で行われた点において、都教委の現場への無知と無理解を端的に表現している。

さらにより重大なことは、すでに、本年9月6日の最高裁判決により、減給・停職処分は都教委側の「裁量権濫用、違法」と司法判断が確定している2005年、2006年の「職務命令違反」にかかわる処分についての再事情聴取であることである。

いま、都教委のなすべきは我々が再三指摘しているがごとく、9／6最高裁判決を謙虚に受け止め、違法な処分により言葉に尽くせぬ精神的、経済的な損害を被った被処分者への謝罪と名誉回復・権利回復を早急に行うことである。また、司法によって違法と断罪されるような処分を行ってしまった組織の在り方を点検し、責任の所在を明らかにするとともに、これまでの10.23通達、校長の職務命令、累積加重処分システムと再発防止研修体制という「日の丸・君が代」強制の一連の施策を抜本的に見直し、反省することである。そして、そのためにも教育委員会への報告及びそこでの協議・検討、並行して我々被処分者の会及び同弁護団との話し合いを行うことである。

しかるに、都教委はこれら緊急・必須の課題にまったく応えることなく、あろうことか「再処分のための事情聴取」を強行するに至った。25日の事情聴取の際、都教委担当者は当該の教職員に「事情聴取は新たな処分のための弁明の機会」と明言し、再処分の意図を露にした。なすべきことを一切なさぬままに、処分の前提として事情聴取を強行したのである。

手続き的に見ても、わが弁護団の指摘するがごとく、取消しとなった処分を教育委員会へ報告もせずに、再度の処分のため事情聴取を行うことは、事務局に過ぎない人事部職員課の越権行為であることは明らかである。司法判断にさえ耳を貸さず、手続き的な瑕疵をも押して再度の処分を画策するとは、権力を笠にきた都教委の専横、傲慢、厚顔無恥、極まる所を知らずとのそしりを免れ得ないであろう。改めて都教委に行政としての謙抑・自省を求め、以下の要請を行う。

１．2005年、2006年の「職務命令違反」にかかわる再処分を行わないこと。

２．違法な処分を反省し当該被処分者に謝罪し、直ちに名誉回復・権利回復措置を行うこと。

３．①最高裁により「違法」と判断された処分を行ったことによって、当該被処分者に多大な犠牲を強い、また学校現場、生徒・保護者にも深刻な影響や混乱をもたらした責任の所在を組織として明らかにすること、

②また、かかる「違法な処分」の再発を防止するための具体策を明らかにすること。

以上3項４点を強く要請し、事態の緊急性にかんがみ11月27日までに回答するよう要求する。

連絡先：「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会

　　　　　　　　　事務局長　近藤徹